

令和6年6月11日招集

令和6年

第4回若桜町議会定例会会議録

(令和6年6月14日)

若桜町議会事務局

令和6年第4回若桜町議会定例会（第3号）

招集年月日	令和6年6月14日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前10時00分			
応招議員	1番	谷口 貴	6番	山本 晴隆
	2番	森田 二郎	7番	川上 守
	3番	梶原 明	8番	中尾 理明
	4番	山本 安雄	9番	小林 誠
	5番		10番	山根 政彦
不応招議員				
出席議員	1番	谷口 貴	6番	山本 晴隆
	2番	森田 二郎	7番	川上 守
	3番	梶原 明	8番	中尾 理明
	4番	山本 安雄	9番	小林 誠
	5番		10番	山根 政彦
欠席議員				
地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司
	副 町 長	川戸 伸二	教育委員会次長	下石 裕実
	総 務 課 長	山口由企夫	町 民 課 長	川戸 康之
	企画政策課長	谷本 剛	福祉保健課長	藤原 祐二
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	地域整備課長	竹本 英樹
	税 務 課 長	山本 賢一	地籍調査課長	矢部 広一
	経済産業課長	中島 毅彦	農業委員会事務局長	小林 貴之

会議の顚末
本会議（6月14日）

議長（山根政彦）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第40号 専決処分の承認について、専決第2号 若桜町税条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

日程第2

議案第41号 専決処分の承認について、専決第3号 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり承認されました。

日程第3

議案第42号 令和6年度若桜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第43号 令和6年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第４３号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし。)

異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号は原案のとおり
可決されました。

日程第５

議案第４４号 令和６年度若桜町簡易水道
事業会計補正予算(第１号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第４４号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号は原案のとおり
可決されました。

日程第６

議案第４５号 令和６年度若桜町下水道事
業会計補正予算(第１号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第４５号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号は原案のとおり
可決されました。

日程第７

議案第４６号 若桜町職員の給与に関する
条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第４６号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号は原案のとおり

可決されました。

日程第 8

議案第 4 7 号 若桜町若桜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 4 7 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 7 号は原案のとおり
可決されました。

日程第 9

議案第 4 8 号 若桜町介護予防施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 4 8 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議

ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 8 号は原案のとおり
可決されました。

日程第 1 0

議案第 4 9 号 若桜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 4 9 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 9 号は原案のとおり
可決されました。

日程第 1 1

議案第 5 0 号 若桜町水道法施行条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 5 0 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 0 号は原案のとおり
可決されました。

日程第 1 2

議案第 5 1 号 若桜町簡易水道布設地区負
担金賦課徴収条例の一部改正について、を議
題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 5 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 1 号は原案のとおり
可決されました。

日程第 1 3

請願第 2 号 日本政府に核兵器禁止条約の
参加・調印・批准を求める請願、陳情第 2 号 地
方財政の充実・強化を求める陳情を、一括し
て議題とします。

審査の結果について、常任委員長の報告を
求めます。

総務産業教育民生常任委員長、山本晴隆議
員。

総務産業教育民生常任委員長（山本晴隆）

若桜町議会報告第 7 号 総務産業教育民生
常任委員会審査報告、1 付託案件の名称、請
願第 2 号 日本政府に核兵器禁止条約の参
加・調印・批准を求める請願、2 審査の経過、
令和 6 年 6 月 1 1 日の本会議において当委員
会に付託された上記案件を審査するため、6
月 1 2 日に委員会を開催し、慎重に審査を行
ったので、結果を次のとおり報告します。3
審査の結果、当委員会に付託された請願 2 号
は、不採択とすべきものと決定しました。

次に若桜町議会報告第 8 号 総務産業教育
民生常任委員会審査報告、1 付託案件の名称、
陳情第 3 号 地方財政の充実・強化を求める陳
情、2 審査の経過は同文ですので割愛させて
いただきます。3 審査の結果、当委員会に付
託された陳情 3 号は、採択すべきものと決定
しました。以上でございます。

議長（山根政彦）

ただいま常任委員長から報告がありました。

これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

請願第 2 号 日本政府に核兵器禁止条約の
参加・調印・批准を求める請願について、討
論はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。8 番中尾です。

議長（山根政彦）

反対討論ですか、賛成討論ですか。

議員（中尾理明）

原案賛成の討論です。

議長（山根政彦）

原案賛成の方の発言を許します。中尾理明
議員。

議員（中尾理明）

私は、請願第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願に賛成討論を行います。

2017年7月7日、国連本部で開かれた条約交渉会議で122か国の賛成で史上初めて核兵器禁止条約が採択され、その後、批准国が50か国を超え、2021年1月22日、条約が発効し、現在署名国93か国、批准国70か国となっています。国連加盟国は193か国であり、少なくない国々が参加しています。

この条約は核兵器の保有、威嚇、使用などを違法とする、いわば核に悪の烙印を押すものとなっています。ロシアがウクライナ攻撃を続けていますが、核の使用も辞さないというプーチン大統領の脅し、イスラエルのパレスチナ攻撃もとどまることを知らず、核による脅しもされています。こうした状況下にあって核兵器禁止条約の役割の重要性がますます高まっています。

一方で、なおも核抑止論による核にしがみつこうとする考え方はありますが、これは抑止と抑止の競い合いによる、抑止とは名ばかりで核軍拡を招く悪循環論にはかならず、危険極まりありません。正面から核兵器禁止、核兵器廃絶を訴え続けることが大道であると考えます。

この核兵器禁止条約成立への過程は大変でしたが、一貫して声を上げ続けてきたのが被爆者の皆さんでした。2017年、広島の実験被爆者でカナダ在住のサーロー節子さんは、国際NGO、核兵器廃絶国際キャンペーンICANがノーベル賞を受賞したとき、挨拶に立ち次のように訴えました。

原爆で非業の死を遂げた人々に思いをいたしてほしいとして、「一人一人に名前があったのです。誰かから愛されていました。」「彼らは燃えて灰と化し、蒸発し黒焦げの炭になりました。その中には私自身の家族や351人

の同級生もいました。」

サーローさんはそのとき13歳。瓦礫の下で聞いた、「諦めるな。踏ん張れ。助けてやる。あの隙間から光が差すのが見えるか。あそこまでするだけ速く這っていくんだ。」という言葉に動かされ、力の限り今日まで核兵器廃絶の運動に参加してきたと高らかに訴えられました。

私はこうした被爆者の声、核兵器禁止を求める世界の人々の声に応え、核兵器禁止条約への日本政府の参加、調印、批准を強く求めるものです。

議長（山根政彦）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

請願第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

請願第2号を、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は、ご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める陳情について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第3号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第3号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第 1 4

議員提出議案第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

議員提出議案第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書。

上記意見書を別紙のとおり、若桜町議会会議規則第 1 4 条の規定により提出する。

令和 6 年 6 月 1 4 日提出、提出者、若桜町議会議員 山本晴隆、賛成者は若桜町議会議員 谷口貴、同じく小林誠、同じく森田二郎、同じく山本安雄、同じく中尾理明、同じく梶原明、同じく山根政彦、同じく川上守。

地方財政の充実・強化を求める意見書案。いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX 化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針 2021」に基づき、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025 年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

意見書の記からの 1 から 10 までは毎年ほ

ぼ同文ですので割愛させていただきます。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 1 4 日、鳥取県若桜町議会。内閣総理大臣様、財務大臣様、総務大臣様、厚生労働大臣様、国土交通大臣様、デジタル大臣様、内閣府特命担当大臣こども政策少子化対策若者活躍男女共同参画大臣様、衆議院議長様、参議院議長様、以上でございます。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第 3 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長（山根政彦）

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 5

「閉会中の継続調査について」を議題とします。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 16

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第 127 条の規定によって、お手元に配布しました議員派遣の件のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 6 年第 4 回若桜町議会定例会を閉会いたします。

午前 10 時 25 分 閉 会